

会 議 要 旨

(1 / 2)

会議の名称	川越市個人情報保護審査会
開催日時	平成31年2月15日(金) 午後3時00分～午後4時30分閉会
開催場所	川越市役所 本庁舎7階第1委員会室
議長(委員長・会長)氏名	会 長 田村 泰俊
出席者(委員)氏名	副会長 内田 庄治 委 員 小峰 明文、田島 恒子、平井 泰子
欠席者(委員)氏名	なし
事務局職員職氏名	副課長 矢崎 東洋 副主幹 石井 みどり 主 査 大井 雅之
関係職員職氏名	審査庁(行政改革推進課) 副主幹 岡安 徹也 主 査 成田 久志 処分庁(指導監査課) 副課長 松原 徹 主 査 内田 拓亨
会 議 次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 諮問案件について (1) 概要説明 (2) 諮問説明 (3) 審議 4 閉会
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 諮問書、諮問説明書、審理員意見書 ・ 事件記録 ・ 死者の情報に対する保有個人情報開示請求について ・ 改正行政不服審査法概要資料 ・ 開示・不開示の判断について ・ 主張書面

経 過

事務局から配付資料の確認の後、会議の出席人数が定足数を満たしており、会議が成立していることの報告及び今回の審査会では個人情報を取扱うことから傍聴は受け付けていないことの報告があり、その後、会長の進行により議事に入った。

○ 議事 諮問案件について

諮問案件の概要について、事務局から説明を行ったのち、審査庁及び処分庁の職員が入室した。

諮問案件の内容について、審査庁から説明があった。

審査庁の説明の後、審査庁及び処分庁の職員は退室したうえで、審議に入った。

審議に入る際、審査請求人から審査会に提出されている主張書面を、事務局から配布した。

主張書面の概要について、事務局から説明を行った。

委員より、答申書については、審査請求人からの主張書面を拝見した上で審査を行った旨を入れて作成した方が良いとの意見があった。

次回の審査会において、答申書等について継続して審議することとなった。

次回の開催日程については、3月2週目以降に開催することで調整することとなった。

○ 答申書案の作成について、会長に一任することの了承を得て、第2回個人情報保護審査会を閉会した。

以上